

用いて妙安寺としたのであろうか。

又、勝立寺三世日陽は達安の子である。しかし、日延と甥の日陽は対立し、思わぬ問題と発展していくのである。

日蓮聖人の国土観について

野 口 真 澄

はじめに

日蓮聖人は、国土について多様に論じられており、五義判では法華経の流布する化境としての国土の問題が論じられている。この五義判は、教判として、また弘法の用心として説示されたものである。この中に国判を設けられたということは、日蓮聖人にとって国ということに重要な意味があったためだと考えられる。このことを踏まえ、ここでは五義判中「国」について考察してみたい。

一、「国判と」「日本国」の意識について

五義判がまとまった形で説示され、それについて具体的な説明がなされているものとして『教機時国鈔』、『南条兵衛七郎殿御書』が挙げられる。これらによると国判とは、色々な国があるが仏法はその国にふさわしい教法を弘めるべきであり、諸経論によると日本国はまさしく法華経流布の国であるとするものである。この国判では、仏法を弘めるに際し、その化境として「日本国」について考察されている。このように日本国を意識されたのは、恩を報ずべき生国として、仏勅を蒙るものが法を弘むべき所在の国土として認識されたものと考えられる。

二、化境としての「国」について

五義判を知り弘法する際の方法来に謗法退治がある。『守護国家論』では、諸経典の説示により、仏法を国王に付嘱することで国中に流布せしめ、国王、国民はその国の謗法者を退治しなければならないと説示されている。ここでは、仏法流布の一領域として「国」が想定されている。このことは、国判の設定に深い関わりがあると推察される。

三、「閻浮提」の意識について

法華経は閻浮堤、さらには全世界に流布されるべき經典である。すると日本国に注目して仏法流布を考ふる五義刊は必要ないように思われる。そこで閻浮堤における法華経の流布と日本国ということに留意して御書を拝読すると『顯仏未來記』等に説示された、仏滅後の仏法流布の状況が挙げられる。それは正像時に仏法が東漸し、末法時には法華経のみが閻浮堤に流布するというもので、日本国はその法華経流布の出発地点として認識されている。さらに『撰時抄』では、閻浮堤のすべての国が法華経流布の国となることで、法華経流布が成就する状況が想定されている。

おわりに

以上のように、日蓮聖人は仏法流布の国土としての「日本国」を法華経流布の国と認識されるが、それは末法における法華経流布の出発地点であるという「閻浮堤」への広がりをもった認識であり、こうしたことから、日蓮聖人は閻浮堤という広い領域を想定すると同時に、仏説により、仏法流布の一領域として「国」というものを想定されていたと考えられるのである。

教院制度についての一考察

浜 島 典 彦

明治初期の仏教界の動向を探る時、神仏合併大教院の存在意義は大きい。従来、その位置付け、設立過程、解散への経過についての研究が数多く発表されてきた。しかし、その内容への論究は余り見られない。合併大教院が後世の仏教各宗の教育・行政に多大な影響を与えたことを考慮すれば、その吟味は必要と言える。以下、合併大教院を頂点とする中小教院組織を制院制度と呼び、概観すると、

△規則▽

大教院二十三條

三条教則の趣旨理解、教導職養成、輩下に中小教院合議所設置、四神祭祀、毎月一六の日説教、教義講究、教導職検定等。

中教院二十五條

府県毎に一院設置、小教院管理、四神祭祀、教導職検定、学級規定、神道仏教七宗の本院詰等。